

大阪の「食」に関する国際的な調査検討等業務 委託仕様書

1 委託事業名

大阪の「食」に関する国際的な調査検討等業務

2 目的及び事業概要

大阪府では、令和7年度、万博の機会を捉えて国内外へ大阪の多面的な食の魅力を発信し、大阪の観光力や都市ブランドを高めることを目的に、国際的な食のシンポジウム『Osaka Culinary Immersion』を開催した。本シンポジウムでは、世界から招いた食のプロフェッショナルから、大阪の食の強みは『現代に受け継いできた食文化や伝統』であり、それを支える『人々のオープンさやコミュニケーション力』にあるとの示唆を得た。

一方、国際的には、その価値が十分評価されているとは言いがたく、今後、大阪の「食」がその力を発揮していくには、『海外への継続的な情報発信』、『関係者が共有できる中長期的なビジョン』、『異業種交流などから起こる新たな価値創造』などの必要性が指摘されたところ。

このような指摘を受け、本事業では、世界の中で、大阪の食の独自性や強みを活かすには何が必要か、などの視点から、国際的な視座に立った調査検討を行うこととした。また、本調査結果をもとに、食に関わる多様な主体が参画するラウンドテーブル（異業種交流の場）を設置し、中長期的な視点から「取組の方向性」を示すとともに、コラボレーションによる新たな価値創造を促すこととする。これらを基礎として、大阪の「食」のプレゼンスを国内外で高め、引いては、観光力、都市ブランドの一段の引上げに繋げるものである。

なお、ここで言う「食」とは、農水産物、加工品、料理、飲食店及び地域で醸成された食文化などを指す。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日

4 委託上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業内容及び提案を求める事項

（1） 調査・検討

① 調査

- 大阪の「食」に関して、その魅力や独自性、歴史的な価値について、世界的な視座に立

った調査を実施する。

- 国際市場における大阪の「食」の受入状況、大阪の「食」が世界で、どう位置付けられ、どう評価されているか、などを調査分析する。
- 諸外国の「食」の魅力発信の取組や多様な機関との連携など、国際的な「食」に関する動向を把握するため、欧米等における最新トレンドを踏まえ、例えば、サステイナブル・フードやローカル・フードなど、食に対する価値観や観光行動の変化、それらに関連した自治体や経済界、教育・研究機関などの役割や具体的取組などについて調査し、併せて、大阪との比較評価を行うこと。
- 調査にあたっては、大阪府成長戦略アンバサダー（食関係）の助言を得るとともに、海外のシェフや教育・研究者など有識者へのアンケートやインタビューを実施すること。

【留意点】

- 調査内容、調査対象地域、調査対象者等の決定にあたっては、大阪府と十分に協議・調整を行うこと。
- 事業の趣旨を鑑み、上記に加えて必要な調査があれば追加して提案すること。
- 調査結果やアンケートやインタビューの内容については、適宜、文書及び電子データ大阪府へ報告すること。

② 検討・取りまとめ

- 調査結果を踏まえ、2030年を見据えた大阪の食の目指すべき姿を提案するとともに、その実現にあたり、必要又は効果的と考えられる取組についても、想定される課題などを考察した上で提案し、大阪府と十分に協議・調整を行った上で、取りまとめること。
- 取りまとめにあたっては、9月末までに「試案」を大阪府に提出し、ラウンドテーブル初回開催時の資料とすること。その後、ラウンドテーブルでの議論を反映してブラッシュアップを図り、大阪府の次年度予算要求の検討資料として活用できるよう速やかに修正案を取りまとめること。その後、追加調査・検討を踏まえ最終案を取りまとめること。それらの作成にあたっては、大阪府と十分に協議・調整を行うこと。
- 検討・取りまとめに際して、追加調査の必要が生じた場合はその都度実施する。

【留意点】

- 検討・取りまとめにあたっては、理念的な内容にとどまらず、取組内容は具体的に提示し、実施主体を明らかにするなど実効性を重視したものとすること。
- 検討・取りまとめにあたっては、大阪府が実施した国際的な食のシンポジウム「Osaka Culinary Immersion」（令和7年度実施）、ガストロノミーツーリズム実現に向けたモデル事業（令和5年度～7年度実施）の成果、既存の統計データや先行研究を適切に活用し、その際は出典を明らかにすること。
- 試案及び最終案は、日本語及び英語は必須とし、可能な限り多言語化を図ること。

提案を求める事項

- ✓ 調査の枠組み（調査目的、対象範囲、調査項目、手法、比較分析の視点など）
- ✓ 海外の知見の取り入れ（海外有識者へのアプローチ方法、ネットワーク構築の具体的なステップ、既存ネットワークの活用など）

- ✓ 取りまとめプロセス（手順、想定される取組と実施主体、ラウンドテーブルメンバーとの連携）
- ✓ 成果物のイメージ（取りまとめの構成案、多言語対応など）
- ✓ 効果測定手法（KPI、測定方法）
- ✓ 公表・発信方法（国内外の区分や対象層等のターゲット、発信内容、発信チャネル、多言語対応(対応言語、翻訳体制)）など

（２）ラウンドテーブル（食に関する異業種交流の場）の設置・運営

- ラウンドテーブルは、（１）の取りまとめ試案をもとに、大阪の食に関わる多様な主体で構成し、受託者が大阪府と調整し、設置・運営すること。
- ラウンドテーブルは、大阪の「食」に関する多面的な視点からの議論を通じて、参加者間の連携と協力を基盤に「大阪の食の目指すべき姿」を共有・発信すること、また、中長期的な視点から「取組の方向性」を示すこと、さらに、大阪の多様な「食」の魅力をどのように創出し、効果的に発信していくかについて検討する場とすることを役割とする。
- ラウンドテーブルの参加者は、大阪の食に関わる多様な主体で構成する。具体的には、国内外の食のプロフェッショナル（例：生産者、料理人、職人、研究者、専門メディア、経済界、行政など）や観光関係者等で構成し、外国人を含めるものとする。参加者の選定にあたっては、大阪府と十分協議すること。
- 受託事業者は、大阪府と調整の上、ラウンドテーブルを年２回程度開催し、テーマ設定、ファシリテーション、議事録の作成などの運営を行う。なお、第１回目は、令和８年秋頃までに実施する。
- ラウンドテーブルの運営にあたっては、メンバー内外の交流を促し、異業種間のコラボレーションや実験的取組についても積極的に進めるなど、大阪が日本・世界の「食」をリードする視点を持つこと。
- ラウンドテーブルの議論は、原則公開とし、オンラインによる発信を行うこと。

【留意点】

- 参加者の選定にあたっては、業種、世代、地域等の多様性に配慮すること
- ラウンドテーブルは単発の会議ではなく、参加者同士が継続的に交流し、協働できる関係性を構築し、令和８年度以降も継続可能な仕組みづくりを行うこと
- ラウンドテーブルの運営にあたっては、参加者の所属する団体や業界を含め社会的な波及効果を生み出せるよう取り組むこと
- ラウンドテーブルでの発言内容、写真・映像の公開・使用に関して、著作権、肖像権その他権利について十分に考慮し、それらが大阪府に帰属するよう参加者から適切に同意を取得すること
- 公開・発信にあたっては、日本語及び英語は必須とし、可能な限り多言語化を図ること

提案を求める事項

- ✓ 参加者選定の考え方
- ✓ 想定する参加者候補（具体的な業種・期待される役割等）

- ✓ 開催計画（開催スケジュール(時期、頻度)、各回のテーマ案と到達目標など）
- ✓ 運営・公開手法、多言語対応（対応言語、翻訳体制）
- ✓ 参加者間の交流を促進する工夫、期待される具体的なコラボレーションや実験的取組など
- ✓ 令和8年度以降も継続可能な仕組みづくり、参加者のコミットメントを維持する工夫
- ✓ 効果測定手法（KPI、測定方法）

（3）事業実施体制及びスケジュール

- 業務を確実にかつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。
- 事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。
- 本事業の実施にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、検討結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

提案を求める事項

- ✓ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（関係機関・企業ネットワーク、類似の実績、専門知識や経験、能力等を有するスタッフの有無等）
- ✓ 上記（1）～（2）の事業ごとの具体的なスケジュール案

（4）報告書の作成

- （1）及び（2）の企画・実施結果・成果を取りまとめた報告書を作成すること。
- 令和9年3月末までに最終報告書を取りまとめ、大阪府に提出する。なお、最終報告書は、印刷物の外、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- 事業実施の様子が分かる写真や図表等、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かり易い形式を用いること。

6 委託事業の一般原則

- （1） 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わす等、適切な措置を講じること。
- （2） 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- （3） 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- （4） 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

7 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

8 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

9 その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word形式及びPDF形式、CD-ROM等2枚）も提出すること。
なお、報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。